

証券コード 8925
2023年10月13日
(電子提供措置の開始日2023年10月6日)

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目1番24号
株式会社アルデプロ
代表取締役社長 椎 塚 裕 一

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、下記のとおり当社第36回定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ardepro.co.jp/ir/library/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アルデプロ」又は「コード」に当社証券コード「8925」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年10月27日(金曜日)午後6時までにご議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年10月30日(月曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館8F
ベルサール西新宿ROOM6
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第36期(2022年8月1日から2023年7月31日まで)事業
報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期(2022年8月1日から2023年7月31日まで)計算
書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

4. 議決権行使のご案内

(1) 書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年10月27日(金曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.net-vote.com/>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2023年10月27日(金曜日)午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。(詳細は、4ページをご参照ください。)

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

- ① 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

-
- (注) 1. 本株主総会ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、以下の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ①事業報告の「6. 会社の体制及び方針」
 - ②連結計算書類の連結注記表
 - ③計算書類の個別注記表
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人、監査等委員会が監査をした対象書類の一部です。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2023年10月27日（金曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

- （1）議決権行使書用紙に記載されているログインID及びパスワードは、本株主総会に限り有効です。
- （2）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- （3）パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4. ご留意事項

- （1）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- （2）株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- （3）議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以上

事業報告

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度及び前連結会計年度末との比較分析を行っておりません。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が一層緩和され個人消費や設備投資を中心に持ち直し、企業収益は緩やかに改善しております。一方、国内においては消費者物価の上昇に伴い個人消費が減退する恐れがあるほか、欧米を中心にインフレーションを抑制するための金融引き締め政策が続くなど、先行きの景気動向には不透明感が存在しております。

こうした状況下、当社グループは東京都心部をはじめとする首都圏や関西地区を中心に権利調整案件や収益用不動産などの販売用不動産の売却活動及び仕入活動を進めてまいりました。当連結会計年度においては、激化する不動産仕入競争に対応するため、不動産を所有する会社を買収しその不動産を売却するというビジネスも始めております。

売却活動につきましては、東京都千代田区、中央区、新宿区等の東京都心部や神奈川県、関西地区等に所在する販売用不動産等を売却してまいりました。

以上から、売上高は205億96百万円、営業利益は28億87百万円、経常利益は25億89百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は19億20百万円となりました。

当連結会計年度における各事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

①不動産再活事業

上記のとおり、東京都千代田区、中央区、新宿区等の東京都心部や神奈川県、関西地区等に所在する販売用不動産等を売却いたしました。

以上から、不動産再活事業の売上高は196億21百万円、営業利益は28億38百万円となりました。

②不動産賃貸収益等事業

不動産賃貸収益等事業は、当社グループが保有する不動産物件に係る受取賃料収入や収入手数料等で構成されております。不動産賃貸収益等事業の売上高は9億74百万円、営業利益は8億89百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

(10) 重要な親会社及び子会社の状況をご参照ください。

(8) 対処すべき課題

当社グループは2022年6月に2027年7月期を最終年度とする中期5ヵ年経営計画を策定しました。当社の過去を振り返りますと、2018年7月期から2019年7月期にかけて100億円規模の大型物件を取り扱うことにより在庫回転率が悪化し、売却予定物件の期ズレ等が発生し赤字に転落しました。その反省を踏まえ、2020年7月期からは中小型物件を中心とした不動産再活ビジネスへ原点回帰することで業績の回復を図り、黒字転換いたしました。以来4期連続で黒字化を達成しております。

中期5ヵ年経営計画では、「日本の建物を再活し、社会に貢献する」、「土地を生み出し、場を創造する」という社会貢献を通じた事業展開により、成長と安定の両立を図ってまいります。この事業展開方針をもとに次の4点を重点目標としております。

① 純資産を積上げ、取引金融機関の増加を目指す

2027年7月期の純資産を約170億円に増加させることを目標としております。そのうえで当社グループの信用力を高め、取引金融機関を増やし、事業を拡大してまいります。

② 自己資本比率30%～40%を継続的に維持

健全な財務体質を確保してまいります。

③ ストックビジネスの拡充で、収益の安定性を高める

不動産売買事業に加え、収益不動産事業の拡充で収益の2本柱としてまいります。

④ 成長と安定をベースにプライム市場へ

中長期的な企業価値の向上、積極的な不動産投資による事業拡大及び継続的な株主還元施策により流通株式時価総額の向上を図り、東京証券取引所プライム市場への上場を目指します。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 33 期 (2019年8月1日から 2020年7月31日まで)	第 34 期 (2020年8月1日から 2021年7月31日まで)	第 35 期 (2021年8月1日から 2022年7月31日まで)	第36期(当連結会計年度) (2022年8月1日から 2023年7月31日まで)
売 上 高 (千円)	21,399,737	18,286,889	—	20,596,105
経 常 利 益 (千円)	2,352,540	2,391,077	—	2,589,922
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	2,379,745	2,231,914	—	1,920,337
1株当たり当期純利益	70円57銭	68円6銭	—	60円48銭
総 資 産 (千円)	13,327,209	12,635,168	—	19,158,849
純 資 産 (千円)	4,665,062	5,728,174	—	8,747,043
1株当たり純資産額	138円34銭	180円35銭	—	275円53銭

(注) 1. 第35期は連結計算書類を作成していないため、第35期の状況については記載していません。

- 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
- 2022年6月1日付で当社普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、第33期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算出しております。
- 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第35期から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 33 期 (2019年8月1日から 2020年7月31日まで)	第 34 期 (2020年8月1日から 2021年7月31日まで)	第 35 期 (2021年8月1日から 2022年7月31日まで)	第36期(当事業年度) (2022年8月1日から 2023年7月31日まで)
売 上 高 (千円)	21,464,666	18,286,889	22,616,023	17,681,149
経 常 利 益 (千円)	3,178,923	2,205,591	2,890,492	2,577,951
当 期 純 利 益 (千円)	3,150,845	1,031,479	2,358,504	2,151,012
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	93円44銭	31円46銭	74円26銭	67円75銭
総 資 産 (千円)	14,532,697	12,640,310	14,239,997	19,679,073
純 資 産 (千円)	5,870,639	5,733,316	7,612,068	9,124,990
1 株 当 たり 純 資 産 額	174円9銭	180円52銭	239円72銭	287円43銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
2. 2022年6月1日付で当社普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、第33期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第35期の期首から適用しており、第35期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
五月産業株式会社	15,000千円	100%	不動産業
有限会社アスバ	4,000千円	100%	不動産業
合同会社飛鳥山	100千円	100%	不動産業
有限会社KAコンサルティング	33,000千円	100%	コンサルティング業
日本住宅開発特定目的会社	2,218,000千円	100%	不動産業
合同会社フリーウェイ	100千円	100%	不動産業

(11) 主要な事業内容

事業の種類及び事業内容に関しましては、以下のとおりであります。

事業の種類	事業内容
不動産再活事業	当事業は、未利用又は低稼働により有効活用されていない不動産（商業ビル、オフィスビル、レジデンス等）を自社により取得し、エリアの特性やニーズに合わせた最適なプランを企画することにより不動産を魅力的な商品として再活する事業であります。 また、当事業を拡充し、耐震性が不足している旧耐震基準のマンションやビル等の建て替え及びマンションやビル等の敷地売却の促進を目的とした事業（再開発アジャストメント）も推進してまいります。
不動産賃貸収益等事業	不動産再活事業に付随する事業（受取賃料、収入手数料等）であります。

(12) 主要な営業所

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都新宿区
大阪支店	大阪府大阪市

② 子会社

名 称	所 在 地
五月産業株式会社	東京都中野区
有限会社アスパ	東京都新宿区
合同会社飛鳥山	東京都台東区
有限会社KAコンサルティング	東京都新宿区
日本住宅開発特定目的会社	東京都新宿区
合同会社フリーウェイ	東京都台東区

(13) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
24名	—

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	13名	1名増	45.5歳	7.8年
女 性	11名	2名増	36.3歳	3.7年
計又は平均	24名	3名増	41.3歳	5.2年

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
ハ ナ 信 用 組 合	2,500,000 千円
ミ レ 信 用 組 合	2,000,000
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	1,198,000
近 畿 産 業 信 用 組 合	1,116,024
大 阪 協 栄 信 用 組 合	367,900
株 式 会 社 S B J 銀 行	229,041

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 85,748,402株
- (2) 発行済株式の総数 33,723,415株（自己株式1,976,895株を含む）
- (3) 株主数 27,041名
- (4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
秋元 竜 弥	13,658,232	43.02
山崎 一 弘	338,620	1.07
松 沢 收	240,600	0.76
田中 美 志 樹	222,250	0.70
中川 正 樹	211,530	0.67
椎塚 裕 一	204,550	0.64
上田八木短資株式会社	201,700	0.64
秋元 和 弥	182,940	0.58
金井 和 彦	162,800	0.51
金子 佐 和	140,000	0.44

(注) 持株比率は自己株式(1,976,895株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年7月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	椎 塚 裕 一	
取 締 役	秋 元 和 弥	専務執行役員営業本部長
取 締 役	荻 坂 昌次郎	常務執行役員企画本部長
取 締 役	佐 藤 孝 二	執行役員管理本部長
取締役 (監査等委員)	平 田 英 之 (注) 1, 2, 3, 5	—
取締役 (監査等委員)	伊 禮 勇 吉 (注) 1, 5	伊禮総合法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	塚 本 浩 二 (注) 1, 4, 5	塚本浩二税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役平田英之氏、伊禮勇吉氏及び塚本浩二氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役 (監査等委員を除く。) からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、平田英之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員平田英之氏は、公認会計士として企業財務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員塚本浩二氏は、税理士として企業財務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役平田英之氏、伊禮勇吉氏及び塚本浩二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要 (保険金により填補される損害の範囲) は、個人被保険者がその地位に基づいて行った行為 (不作為を含む。) に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の、個人被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用及び上記により個人被保険者が被った損害等を当該保険契約により填補するものであります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。) の個人別の報酬等に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合してい

ることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

i) 基本方針

当社の取締役の報酬は固定報酬及び役員退職慰労金とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月額固定報酬及び毎年度1回の役員賞与とし、各業務執行の取締役等の職責（担当部門の職務内容や規模、責任及び経営への貢献度等）、役位及び在任年数等を反映し、当社の業績、不動産業界他社並びに当社従業員給与等も考慮して報酬額を決定しております。なお、月額固定報酬について、一定の事由が生じた場合には、取締役会の決定に基づき減額措置を講じることがあります。

役員賞与については、当社業績等の事情により支給しないことがあります。

役員退職慰労金は、役員退職慰労金に関する当社規程に基づき支給します。

iii) 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容等の決定に関する方針並びに金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しません。

iv) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

代表取締役社長が個人別の取締役の報酬等の原案を作成し、取締役会に上程し取締役会で審議のうえ決定します。

v) 取締役及び監査等委員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2016年10月27日開催の定時株主総会において、年額1億4,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含まない。）と定められております。当該定時株主総会終結時点における取締役の員数は2名であります。

また、監査等委員の報酬等の額は、2016年10月27日開催の定時株主総会において、年額3,000万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名であります。なお、監査等委員の役員報酬は独立した立場で経営の監視、監督機能を担う役割のため、固定報酬のみとし監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	87,000 (一)	87,000 (一)	— (一)	— (一)	4名 (一名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	9,000 (9,000)	9,000 (9,000)	— (一)	— (一)	3名 (3名)
合 計	96,000	96,000	—	—	7名

(注) 役員賞与については、該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況 (他の法人等の業務執行者である場合) 及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 (監査等委員) 伊禮勇吉氏は伊禮綜合法律事務所の弁護士であります。当社と同事務所との間で法務業務等に関する取引があります。

取締役 (監査等委員) 塚本浩二氏は塚本浩二税理士事務所の代表であります。当社と同事務所との間には、資本関係及び取引関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

- ④ 主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
平 田 英 之	社外取締役 (監査等委員)	当期開催の取締役会19回中19回及び監査等委員会14回中14回出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、期末の実地たな卸実査に同行し、独立した客観的立場から実地たな卸資産の実査を行っております。
伊 禮 勇 吉	社外取締役 (監査等委員)	当期開催の取締役会19回中18回及び監査等委員会14回中13回出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
塚 本 浩 二	社外取締役 (監査等委員)	当期開催の取締役会19回中19回及び監査等委員会14回中14回出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。

2. 上記の他28回の書面決議を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

霞友有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人としての報酬等の額 22,490千円

当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 22,490千円

その他の財産上の利益の合計額

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

監査等委員会は、霞友有限責任監査法人の当社に対する上記報酬等の額について、会計監査人の監査計画、見積額の算出根拠等を考慮した結果、相当と判断して同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査等委員会での決議により株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を現行定款第28条に設けており、会計監査人と責任限定契約を締結しております。

(6) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	16,779,102	流動負債	5,041,642
現金及び預金	3,928,407	短期借入金	500,000
販売用不動産	12,383,486	1年内返済予定の長期借入金	3,130,139
その他	467,208	預り金	94,950
固定資産	2,379,747	未払法人税等	412,644
有形固定資産	117,973	その他	903,907
建物	52,987	固定負債	5,370,164
機械装置及び運搬具	12	長期借入金	5,239,336
工具、器具及び備品	1,884	退職給付に係る負債	28,013
一括償却資産	646	繰延税金負債	102,814
土地	62,443	負債合計	10,411,806
無形固定資産	913,554	純資産の部	
のれん	909,509	株主資本	8,747,043
その他	4,044	資本金	2,428,102
投資その他の資産	1,348,219	資本剰余金	294,072
長期貸付金	1,066,281	利益剰余金	7,033,803
繰延税金資産	716,072	自己株式	△1,008,934
その他	118,827		
貸倒引当金	△552,961	純資産合計	8,747,043
資産合計	19,158,849	負債及び純資産合計	19,158,849

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	20,596,105
売上原価	16,089,462
売上総利益	4,506,642
販売費及び一般管理費	1,619,582
営業利益	2,887,060
営業外収入	2,600
受取配当金	849
受取手数料	300,000
雑収入	61,408
営業外費用	256,130
支払手数料	148,825
持分法による投資損失	15,240
消費税相殺差額	74,920
貸倒引当金繰入	148,435
その他	18,443
経常利益	2,589,922
特別利益	7,704
特別損失	562
有形固定資産売却損	183,977
税金等調整前当期純利益	2,413,087
法人税、住民税及び事業税	493,248
法人税等調整額	△497
法人税等合計	492,750
当期純利益	1,920,337
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	1,920,337

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年8月1日残高	2,428,102	294,072	5,748,539	△1,005,973	7,464,741
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△635,073		△635,073
親会社株主に 帰属する当期純利益			1,920,337		1,920,337
自己株式の取得				△2,961	△2,961
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,285,263	△2,961	1,282,301
2023年7月31日残高	2,428,102	294,072	7,033,803	△1,008,934	8,747,043

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
2022年8月1日残高	54	54	7,464,795
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△635,073
親会社株主に 帰属する当期純利益			1,920,337
自己株式の取得			△2,961
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△54	△54	△54
連結会計年度中の変動額合計	△54	△54	1,282,246
2023年7月31日残高	-	-	8,747,043

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	16,407,818	流動負債	6,287,982
現金及び預金	3,652,815	短期借入金	400,000
販売用不動産	12,073,307	1年内返済予定の長期借入金	3,130,139
前渡金	230,000	未払金	41,146
前払費用	37,711	未払費用	400,654
その他	413,984	預り金	1,474,659
固定資産	3,271,255	前受収益	32,479
有形固定資産	117,826	未払法人税等	395,641
建物	52,971	未払消費税等	21,029
工具、器具及び義品	1,764	その他	392,232
一括償却資産	646	固定負債	4,266,099
土地	62,443	長期借入金	4,238,086
無形固定資産	3,130	退職給付引当金	28,013
その他	3,130	負債合計	10,554,082
投資その他の資産	3,150,298	純 資 産 の 部	
関係会社株式	1,592,679	株主資本	9,124,990
投資有価証券	65,000	資本金	2,428,102
出資金	71,140	資本剰余金	294,072
長期貸付金	816,281	資本準備金	294,072
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	250,000	利益剰余金	7,411,750
関係会社長期貸付金	200,000	利益準備金	128,009
繰延税金資産	671,136	その他利益剰余金	7,283,741
その他	37,022	繰越利益剰余金	7,283,741
貸倒引当金	△552,961	自己株式	△1,008,934
		純資産合計	9,124,990
資産合計	19,679,073	負債及び純資産合計	19,679,073

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	17,681,149
売上原価	14,083,440
売上総利益	3,597,708
販売費及び一般管理費	1,231,321
営業外収益	2,366,387
受取利息	6,688
受取配当金	848
受取手数料	300,000
雑収入	396,661
営業外費用	57,732
支払利息	222,419
支払手数料	145,588
消費税	33,823
貸倒引当金繰入	148,435
その他	98
経常利益	2,577,951
特別損失	562
有形固定資産除却損	562
税引前当期純利益	2,577,389
法人税、住民税及び事業税	429,834
法人税等調整額	△3,458
法人税等合計	426,376
当期純利益	2,151,012

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
2022年8月1日残高	2,428,102	294,072	294,072	64,501	5,831,310	5,895,812
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				63,507	△698,581	△635,073
当期純利益					2,151,012	2,151,012
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	63,507	1,452,431	1,515,938
2023年7月31日残高	2,428,102	294,072	294,072	128,009	7,283,741	7,411,750

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
2022年8月1日残高	△1,005,973	7,612,013	54	54	7,612,068
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△635,073			△635,073
当期純利益		2,151,012			2,151,012
自己株式の取得	△2,961	△2,961			△2,961
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△54	△54	△54
事業年度中の変動額合計	△2,961	1,512,977	△54	△54	1,512,922
2023年7月31日残高	△1,008,934	9,124,990	-	-	9,124,990

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

霞友有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 恭治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルデプロの2022年8月1日から2023年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

霞友有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 恭治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルデプロの2022年8月1日から2023年7月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年8月1日から2023年7月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人霞友有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人霞友有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年9月29日

株式会社アルデプロ 監査等委員会
常勤監査等委員 平 田 英 之 (印)
監 査 等 委 員 伊 禮 勇 吉 (印)
監 査 等 委 員 塚 本 浩 二 (印)

(注) 監査等委員平田英之、伊禮勇吉及び塚本浩二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元は、経営理念である「三つの豊かさの追求」の具現化の一つとして重要な経営課題であると認識しております。利益還元については、株主価値の長期的最大化に向けて、将来の事業拡大に必要不可欠な在庫投資や、経営体質強化のための内部管理体制の充実への成長投資等を勘案して決定しております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、次のとおりとしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円 総額476,197,800円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年10月31日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）椎塚裕一氏、秋元和弥氏、荻坂昌次郎氏及び佐藤孝二氏が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
1	しいつか ゆういち 椎塚 裕一 (1968年11月21日生) 再任	1991年4月 水落司法書士事務所入所	204,550株
		1999年8月 麴町総合事務所（現司法書士法人麴町総合事務所）入所	
2004年10月 株式会社アーバンビジョン（現株式会社Liv-up）社外監査役就任			
2008年10月 当社監査役就任			
2014年10月 当社取締役就任			
2015年10月 当社代表取締役副社長就任			
2016年3月 当社代表取締役社長就任			
2018年10月 当社取締役就任			
2019年3月 当社代表取締役社長就任（現任）			
選任理由 椎塚裕一氏は代表取締役社長であり、また長く司法書士業界で活躍され不動産業界にも明るい経験を活かして当社の成長を牽引してきました。社長として経営の先頭に立ち、当社の業績向上並びに発展拡大に大きな貢献を積み重ねてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たし得るとともに、今後とも当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	あきもと かずや 秋元 和弥 (1989年11月28日生) 再任	2014年4月 三菱地所リアルエステートサービス株式会社入社	182,940株
		2019年11月 当社入社 執行役員営業本部長	
2020年10月 当社取締役常務執行役員営業本部長就任			
2021年10月 当社取締役専務執行役員営業本部長就任（現任）			
選任理由 秋元和弥氏は、不動産業界の経験が豊富であり、当社入社後も執行役員営業本部長や取締役常務執行役員営業本部長、取締役専務執行役員営業本部長に就任して不動産営業活動を牽引し、当社の成長に大きな貢献を果たしております。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たし得るとともに、今後とも当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
3	おぎさか しょうじろう 荻坂昌次郎 (1968年3月19日生) 再任	1992年4月 株式会社三星堂（現株式会社メディセオ）入社 2000年7月 株式会社ヒューネット（現株式会社R I S E）入社 2006年4月 同社経営企画部長就任 2008年7月 株式会社エフティコミュニケーション入社 経営企画部次長就任 2011年12月 株式会社ミオモンド入社 2014年3月 当社入社 執行役員経営企画室長就任 2016年11月 当社執行役員社長室長就任 2019年10月 当社取締役社長室長就任 2020年10月 当社取締役執行役員企画本部長就任 2021年10月 当社取締役常務執行役員企画本部長就任（現任）	16,940株
<p>選任理由</p> <p>荻坂昌次郎氏は、不動産業界の経験が豊富で、経営企画部門等での実績も豊富であります。また、当社入社後には執行役員や取締役常務執行役員企画本部長に就任して当社の業績向上に尽力しております。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たし得るとともに、今後とも当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4	さとう こうじ 佐藤孝二 (1967年9月3日生) 再任	1988年9月 指吸会計センター株式会社入社 1994年3月 東亜ミート商事株式会社入社 2001年8月 株式会社コンフィデンス入社 2005年5月 株式会社日本エスピーマーケティング入社 取締役就任 2009年7月 光熔材株式会社入社 2012年2月 株式会社フルキャストマーケティング（現株式会社エフブレイン）入社 2015年12月 当社入社 2016年11月 当社執行役員管理本部長就任 2019年10月 当社取締役管理本部長就任 2020年10月 当社取締役執行役員管理本部長就任（現任）	8,270株
<p>選任理由</p> <p>佐藤孝二氏は、当社をはじめ様々な業界の経理部門を中心とした管理部門の経験が豊富であります。また、当社においても財務戦略を担う取締役執行役員管理本部長として業務を推進しております。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たし得るとともに、今後とも当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容の概要（保険金により填補される損害の範囲）は、個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の、個人被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用

及び上記により個人被保険者が被った損害等を当該保険契約により填補するものであります。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
きのした わたる 木下 渉 (1973年7月15日生)	2003年11月 司法試験合格 2004年4月 最高裁判所司法研修所入所 2005年10月 弁護士登録 須田清法律事務所入所 2008年4月 木下総合法律事務所開設 (現任)	一株
選任理由 木下渉氏は過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高い見識、専門知識、経験等を総合的に勘案し、補欠の監査等委員である取締役(社外取締役)として適任と判断し、候補者としております。		

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者は当社のリスク管理委員会の社外委員であり、顧問報酬を支払っております。
2. 木下渉氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は補欠の監査等委員である取締役候補者木下渉氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
4. 木下渉氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、監査等委員である取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容の概要(保険金により填補される損害の範囲)は、個人被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む。)に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の、個人被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用及び上記により個人被保険者が被った損害等を当該保険契約により填補するものであります。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である霞友有限責任監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにフロンティア監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がフロンティア監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、監査法人としての独立性、専門性、品質管理体制及び監査報酬等を総合的に勘案し、フロンティア監査法人が当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事業所の所在地及び沿革等は次のとおりであります。

(2023年9月15日現在)

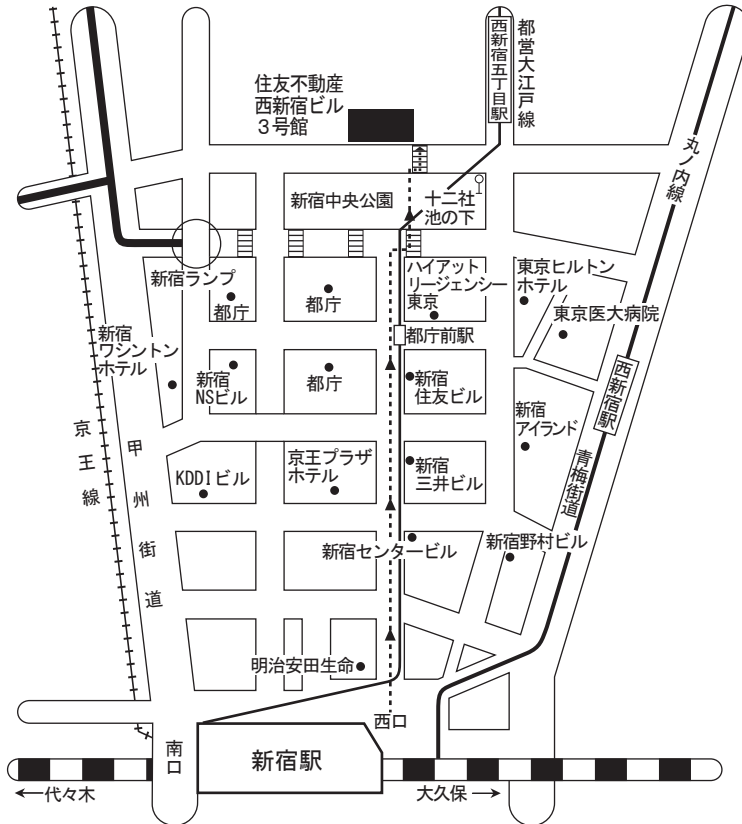
名称	フロンティア監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都品川区西五反田二丁目25番3号フロンティアビル	
沿革	2007年2月 フロンティア監査法人設立	
概要	資本金	10百万円
	構成人員 代表社員	6名
	公認会計士（非常勤含む）	22名
	その他の職員（非常勤含む）	8名
	合計	36名
	関与会社数	12社

(注) フロンティア監査法人が原案どおり選任された場合、当社と同監査法人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館8F
ベルサール西新宿ROOM6
電話：03-3320-2611



交通のご案内

都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅「A5出口」 徒歩4分
又は「西新宿五丁目」駅「A1出口」 徒歩6分
JR線・各私鉄・東京メトロ「新宿」駅「西口」 徒歩15分
都営地下鉄新宿線・京王線「新宿」駅「7番出口」 徒歩13分
「新宿」駅「西口」より新宿16・17バス「十二社池の下」バス停 徒歩3分